

令和6年能登半島地震に伴う
穴水町住まい再建支援制度について

令和6年能登半島地震により、被害を受けた住まいを穴水町内で再建「建設・購入・修繕」される世帯に対して、被災された方々の負担を軽減し、住み慣れた穴水町で今後も生活できるよう再建費用の一部を支援します。

令和6年1月1日にさかのぼって、適用いたしますので、既に再建が完了されている場合でも、要件を満たせば申請が可能です。

1 対象者

次の全てに該当する場合が対象者となります。

- ① 罹災証明書（住家）の被害区分が半壊以上の世帯
- ② 町内で住宅を再建（建設・購入・修繕）する世帯

ただし、下記の場合は対象者となりません。

- ① 申請者が法人又は団体である場合
- ② 交付申請までに被災世帯の全員が死亡した場合
- ③ 被災世帯の世帯員が穴水町における税を滞納している場合
- ④ 2親等以内の親族から住宅を購入したとき

2 支援金の額

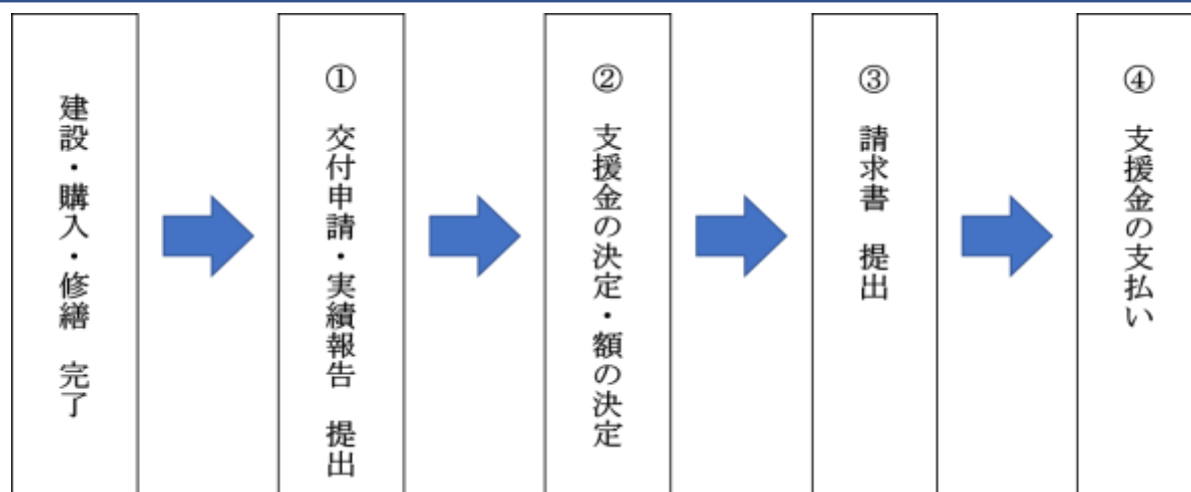
再建方法	再建費用	支援額 (再建費用×10%)
建設・購入	500万円以上	上限200万円
修繕	300万円以上	上限100万円

◎住宅の購入は中古住宅も含む

◎下記の建設・購入・修繕については対象経費を按分又は、再建費用から控除します。

- ・店舗等の用途を兼ねる住宅である場合（住宅の用に供する部分の床面積で按分します。）
- ・対象世帯員以外の者（準半壊・一部損壊の世帯や町外在住者など）と共同で再建をする場合（登記事項証明書の持分により按分します。）
- ・穴水町耐震改修工事費等補助金と併せて再建する場合は再建費用から支給額を控除します。

3 申請から支援金交付までの流れ



4 申請期限

- 申請受付開始日：令和 7 年 1 0 月 1 日
- 申 請 期 限：令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

5 添付書類

申請には下記の書類の提出が必要となります。

交付申請	【共通】 ・罹災証明書の写し ・建設・購入・修繕の内容、金額がわかる契約書又は見積書の写し ・領収書の写し（ない場合は支払証明書（町指定様式）） ・再建先における世帯全員の住民票 【建設・購入の場合】 ・建物の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し 【修繕の場合】 ・着手前・着手後の写真 【その他】 ・申請者、売主の戸籍謄本（購入で売主が個人である場合）
請求書	・振込先口座の確認できる通帳等の写し

※その他必要とされる書類があれば、別途提出いただく場合があります。

6 申請先・問い合わせ窓口

- 《申 請 先》 役場 1 階 ロビー 生活再建支援申請窓口
- 《受 付 時 間》 平日 9：00～16：00（土・日・祝日除く）
- 《問い合わせ先》 復興推進課 TEL：0768－52－0934